

マイナンバーカードの健康保険証登録で「ミニチュア カセットテープ」が当たるキャンペーンのお知らせ

健康保険証が使えるのは、令和7（2025）年12月1日までです。12月2日からはマイナンバーカードを健康保険証として使用することが原則となり、病院や薬局の窓口にある機械にマイナンバーカードを読み込ませて、受付をしていただくことになります。※1

それに伴い、加入者の皆様の中で12月1日までに、

①マイナンバーカードの取得 及び

②マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録の完了

された方※2に対して、TDK 歴史みらい館でしか手に入らない「ミニチュア カセットテープ」が当たるキャンペーンを実施します。

この機会に、マイナンバーカードの取得と、健康保険証として利用する登録をお願いいたします。

※1 マイナンバーカードが無い方は、11月中旬に会社から配付される「資格確認書」を受付で提示することで受診が可能です。

※2 既にマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録を完了されている方を含みます。

●関連情報：

[マイナンバーカードの取得方法](#)

[マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録方法](#)

[マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法（病院や薬局の受付にて）](#)



【キャンペーン概要】

令和7年（2025）年12月1日までに、マイナンバーカードを取得し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録した TDK 健康保険組合の加入者（被保険者・被扶養者問わず）の中から抽選で200名の方に、TDK 歴史みらい館限定の「MINITURE CASSETTE TAPE TDK コレクション」を1個プレゼントいたします。なお、図柄はお選びいただけません。

【抽選対象者】

抽選時点で TDK 健康保険組合の資格がある方のうち、12月1日までに、マイナンバーカードの取得とマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録を完了させた全加入者（被保険者・扶養者問わず）。ただし、12月1日時点でマイナンバーカードの有効期限切れの方と、マイナンバーカードの電子証明書の

有効期限切れの方は、対象外となります。

●関連情報：

[マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新について](#)

※カードの有効期限か、カードの電子証明書の有効期限かで、対応方法が異なります

【応募手続】

現在マイナンバーカードの取得や、マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録がお済みでない方は、11月末日までに両方を完了させることで、エントリーされます。既に両方とも完了している方は、特別な応募手続は不要で、エントリーされます。

【当選発表】

当選発表は、プレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

【発送方法】

各事業所に勤務中の被保険者とその被扶養者が当選した場合には、被保険者宛に社内便で発送いたします。任意継続被保険者とその被扶養者が当選した場合には、被保険者の居所宛に発送いたします。

<問い合わせ先>

健康保険組合メールアドレス TJP.contact_kenpo@tdk.com